

「自転車活用等促進事業」委託業務 企画提案説明書

1 業務概要

(1) 業務名

「自転車活用等促進事業」委託業務

(2) 業務内容

内容の詳細は、別紙「「自転車活用等促進事業」委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

(3) 委託期間（予定）

契約締結日から令和5年3月17日（金）まで

(4) 発注者

北海道

2 企画提案しようとする者へ要求する資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制、業務遂行能力等

・業務を遂行する上で、専門的な知識・技術を有するなど、十分な業務処理体制が整って

い
るか。

- ・過去の実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。
- ・事業実施のスケジュール・経費は適正かつ効率的なものとなっているか。

(2) 企画提案内容

- ・環境負荷低減等に資するといった自転車が持つメリットを実感してもらうとともに、ナショナルサイクルルートをはじめとした魅力的な自転車利用環境をわかりやすく伝えることのできる創意工夫のある企画提案内容となっているか。
- ・意欲ある地域関係者や「もっと、自転車北海道。」サポーターをはじめとする企業及び団体等と連携した企画提案内容となっているか。
- ・自転車の持つ幅広いメリット・効果、生活利用・スポーツライド等における正しい知識・適切な利用を的確かつ分かりやすく伝え、普段あまり自転車を利用しない方々を含め、多くの人の興味を引くイベント及び情報発信等の実施が期待できるか。
- ・ウェブ等複数の手法を活用した訴求力のある普及啓発及び情報発信となっているか。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況や自転車利用時期等といった、国内外及び道内情勢や適期を柔軟に捉えて取り組める企画提案内容となっているか。
- ・イベント集客数や広告宣伝費換算値等といった実績値による成果評価だけでなく、適切な効果指標を設け、委託業務の効果を評価できる企画提案内容となっているか。

4 手続等

事業の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する希望者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部局（提出・問い合わせ先）

北海道総合政策部地域創生局地域政策課地域活力係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5791（直通）（担当：猪狩）

(2) 参加表明書

提出期限 令和4年3月4日（金）午後5時（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

(3) 企画提案書

提出期限 令和4年3月18日（金）午後5時（必着）
提出場所 (1)に同じ
提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

5 企画提案書の作成上の留意事項

別紙「「自転車活用等促進事業」委託業務企画提案指示書」を参照のこと。

6 プロポーザル審査会での受託者の選定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を受け、審査委員が審査を行い、審査票での順位点を基本に、得点バランスや特記事項等を総合的に審議し、1者を選定するものとする。

なお、適正な履行を確保する観点から、各審査項目の合計得点を52点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、全ての審査委員が選定に合意していることを受託者決定の条件とする。

また、企画提案者が10者を超えた場合は、予備審査会を開催することとし、あらかじめヒアリング審査参加10者を選定するものとする。

7 委託契約の方法及び根拠

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約相手方の選定

本事業は、北海道における自転車の更なる利用を促進するため、自転車が持つ幅広いメリット・効果、自転車を安全に利用するための正しい知識の普及啓発を図ることを目的に、効果的な普及啓発を実施する事業である。

事業の実施に当たっては、道民等に向け、訴求力の高い効果的なPRを実施する企画力、ノウハウ、高度な専門的知識や情報発信技術、豊富な経験に基づく分析や判断が求められることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定する。

(3) 根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）及び北海道財務規則運用方針第6章第3節関係1(2)（契約の目的物が代替性のないものであるとき。）に該当し、随意契約とする。

8 契約書及び業務処理要領

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

9 契約に関する基本事項

特定者と締結する委託契約については、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の修正

採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第171条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

(5) 知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含む。

なお、本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案の選定・非選定通知

企画提案参加者に対して、選定結果を文書で通知する。

(4) 企画提案書に関するヒアリング

公募型プロポーザル審査会において、ヒアリングを実施する。（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成・提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
- イ 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
- ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
- オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
- ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。
- ケ 企画提案書作成のために北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することはできない。
- コ 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。